

前 金	部分払い
有	—

令和 2 年 度
水一水施第 2 - 6 号

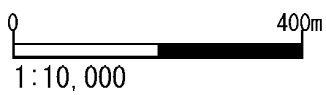
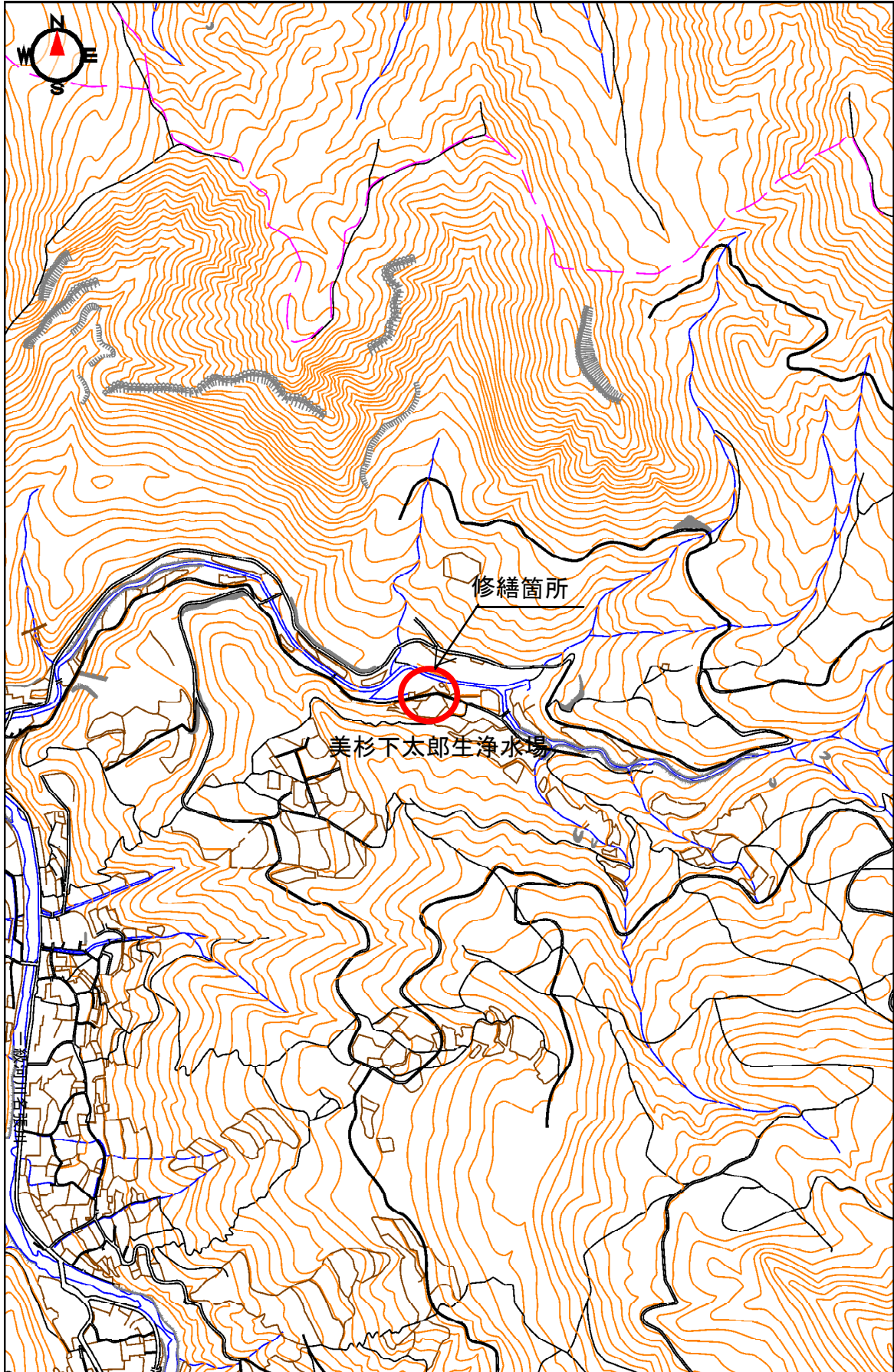
美杉下太郎生浄水場空気圧縮機取替修繕

修繕仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び
監督員の指示による。

津市上下水道事業局 一志事業所

位置図

令和2年度水一水施第2-6号
美杉下太郎生浄水場空気圧縮機取替修繕



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式			
	機器費			1	式			1号明細表のとおり
	計 (機器費)							
		直接修繕費						
			材料費	1	式			2号明細表のとおり
			労務費	1	式			3号明細表のとおり
			直接経費	1	式			4号明細表のとおり
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費						
			共通仮設費	1	式			
			現場管理費	1	式			
			据付間接費 (技術者)	1	式			
		計 (間接修繕費)						
	計 (据付修繕原価)							
	修繕原価							
	一般管理費等			1	式			

内 訳 表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
	スクラップ	控除額		1	式			5号明細表のとおり
	計 (修繕価格)							
	消費税等	相当額		1	式			
本修繕費計								

1 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形 状 寸 法	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
機器費				1	式			
	空気圧縮機 200V 0.83MPa 76L/min			1	台			
計								

2 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式			
	エア配管材料	SUS両ネジニップル 1/4		2	個			
		SUSネジコミブッシング 1/2×1/4		1	個			
		SUSネジコミエルボ 1/2		1	個			
		ワンタッチ式エア用ネジ部1/2エルボ		1	式			
		エアホース圧力 1.0MPA 黒		1	巻			
		ARケミカルセッター		1	式			
		SUSズン切りボルト・ナット・ワッシャ		1	式			
	電気材料	CV3.5sq-3C		5	m			
		CVV1.25sq-2C		5	m			
		電線フレキ22.28 コネクタ		4	m			
		端子等 (消耗品含む)		1	式			
		補助材料費						
計								

3 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費								
	空気圧縮機 据付・撤去	機械設備据付工			人			
		普通作業員			人			
		設備機械工			人			
	配線 据付・撤去	電工			人			
	配管工 据付・撤去	配管工			人			
計								

4 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	单位	単 価	金 額	摘 要
直接経費				1	式			
	機械経費 (率分)			1	式			
計								

5 号 明 細 表

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
現場発生品 (スクラップ) ・処分控除額				1	式			
	スクラップ	撤去金属 部品1式	故銑B		t			
計								

令和2年度 水一水施第2－6号

美杉下太郎生浄水場空気圧縮機取替修繕

修 繕 仕 様 書

津市上下水道事業局 一志事業所

第1章 一般仕様書

第1節 一般事項

本仕様書は、令和2年度 水一水施第2-6号 美杉下太郎生浄水場空気圧縮機取替修繕に適用する。

1 適用法令

建設業法、水道法、消防法、計量法、労働基準法、労働安全衛生法
建築基準法、三重県公共工事共通仕様書、日本産業規格（JIS）、
日本水道協会発行水道工事標準仕様書、廃棄物処理及び清掃に関する法律

電気事業法、電気用品取締法、内線規程
日本電気協会内線規定、電気規格調査会規格（JEC）
日本電気工業会標準（JEM）、日本電線工業会標準規格（JCS）
日本蓄電池工業会規格（SBA）、日本照明器具工業会規格（JIL）
電気設備に関する技術基準を定める法令

※上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。

その他関係法令、条例、規格等

2 軽微な変更

軽微な変更については本市の監督員の指示によるものとする。

本仕様書及び図面に明記してないものでも、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

3 機器等の保管

修繕竣工までの機器等の保管・保護は受注者の責任とする。なお、保管場所については、本市の監督員の指示によること。

4 既設工作物の損傷

修繕の施工において、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

5 工事カルテの作成・登録

受注金額が500万円以上の工事については、三重県公共工事共通仕様書に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き、15日以内に、また、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き、15日以内に、完了時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

6 環境配慮

津市は環境負荷の低減に努力しているので、修繕の施工に当たっては、この取り組

みに従い、環境に悪影響を与えることのなきよう配慮すること。

7 排出ガス対策型建設機械の使用

本修繕において、仕様書に明示する建設機械は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書（三重県公共工事共通仕様書1-1-5施工計画書（4）指定機械）の中で、（1）機種、（2）メーカー名、（3）型式、（4）台数等を記載するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りではない。

8 産業廃棄物の処理

本修繕には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、当該修繕の発注者に対して、支払い請求を行うものとする。

9 現場の管理

受注者は現地修繕開始とともに現場代理人及び主任技術者（監理技術者が必要な場合は監理技術者）を現地に常駐させ、修繕の進捗と安全管理、火災、盗難、その他の事故防止に十分な注意を払い、労働災害の防止に努めるものとする。月に延べ4時間以上の安全講習を実施すること。また、常に整理・清掃を実施し、修繕完了に際しては、施工場所の清掃を実施するものとする。

現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）は、修繕現場内において、修繕名、工期、所属会社名、及び社印、顔写真の入った名札を着用するものとする。

事故・災害が発生した場合は、ただちに本市監督員に報告すること。

〈名札見本〉

主任（監理）技術者	
（写真） 2×3cm程度	氏名 ○○ ○○
	修繕名 ○○○○○○修繕
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ○○○○株式会社（印）

（サイズは名刺サイズ以上とし、所属会社の社印入りとする。）

10 交通誘導員の配置

受注者は、修繕期間中の安全管理のために必要に応じて交通誘導員を配置させ、安全対策について万全を期すること。

11 写真管理

(1) 写真の分類

・ 修繕完成写真帳

修繕の主要部を、同位置から着工前・施工中・完成の3種類の撮影したもの。

・ 修繕施工写真

① 現場施工写真

②材料検収写真

(2)写真の撮影基準

- ・ 提出写真はカラーのサービスサイズとし、不可視になる部分は特に注意して撮影すること。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づいて行うものとする。
- ・ 写真には、下記の項目を記載した小黒板を被写体とともに写し込むこと。

①修繕名

②発注者名（ 津市上下水道事業管理者 ）

③施工部名

④施工内容（工種・機材名、寸法、使用機械の能力等）

⑤受注者名

12 提出書類

下記の書類を提出するものとする。サイズはA4とする。

(1) 修繕着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

- | | | |
|--|---|---|
| ・ 修繕着手届 | 1 | 部 |
| ・ 工程表 | 1 | 部 |
| ・ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届 | 1 | 部 |
| ・ 工事カルテ受領書の写し（必要な場合） | 1 | 部 |
| ・ 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上） | 1 | 部 |
| ・ 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく計画書、実施書等（500万円以上） | 1 | 部 |

(2) 竣工時に提出するもの

- | | | |
|------------|---|---|
| ・ 完成報告書 | 1 | 部 |
| ・ 修繕写真帳 | 1 | 部 |
| ・ 修繕完成写真帳 | 1 | 部 |
| ・ その他必要な書類 | | |

14 試験及び検査

(1) 工場検査の試験事項は、立会日の10日以前に書類により提出すること。

また、公的機関やこれに準ずる機関の証明書等によって成績が確認できる場合は、本市監督員の指示により省略することができる。

(2) 工場検査の結果は、写真等を添付し、迅速に書類にて監督員に報告すること。

(3) 試験検査に必要な計器等は、受注者で準備するものとする。

15 竣工

(1) 施設等の引き渡し

本修繕で施工した設備・機器・施設等の引き渡しは、関係官庁署の試験及び検査に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち、各機器の操作技術について講習会を実施し、必要な資料の提出をすること。

(3) 予備品

施設等の維持に必要な予備品を必要量つけること。

16 前金支払い

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関

する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

17 疑義

- (1)本仕様及び添付図面等の内容について不明な点がある場合は、本市監督員の説明を受けること。
- (2)その他の疑義についても、すべて本市監督員の指示によるものとする。

第2章 特記仕様書

第1節 修繕の概要

本修繕は、美杉下太郎生浄水場に設置している空気圧縮機を取替をして、試運転調整までを行うものです。

修繕内容

- 1 空気圧縮機取替（機器調整含む）。
- 2 取替完了後、動作確認を実施すること。

第2節 諸元

空気圧縮機（パッケージ形エアコンプレッサ エアドライヤ内臓）

吐出し空気量 76 L/min

最高圧力 0.83 Mpa

空気タンク

最高使用圧力 1.08 Mpa

容積 25ℓ

電動機

出力 0.75 KW

電圧 200V

電流 3.4 A

ドライヤ

冷凍式エアドライヤ

形式 ADK-22T2

圧力露点 10℃

付属品 1式（ボルト、配管等）

第3節 材料

空気圧縮機 1台

第4節 機器の運転確認

空気圧縮機取替完了後、機器の運転状況の確認を行うとともに、その結果を書面にて提出するものとする。

第5節 修繕の留意事項

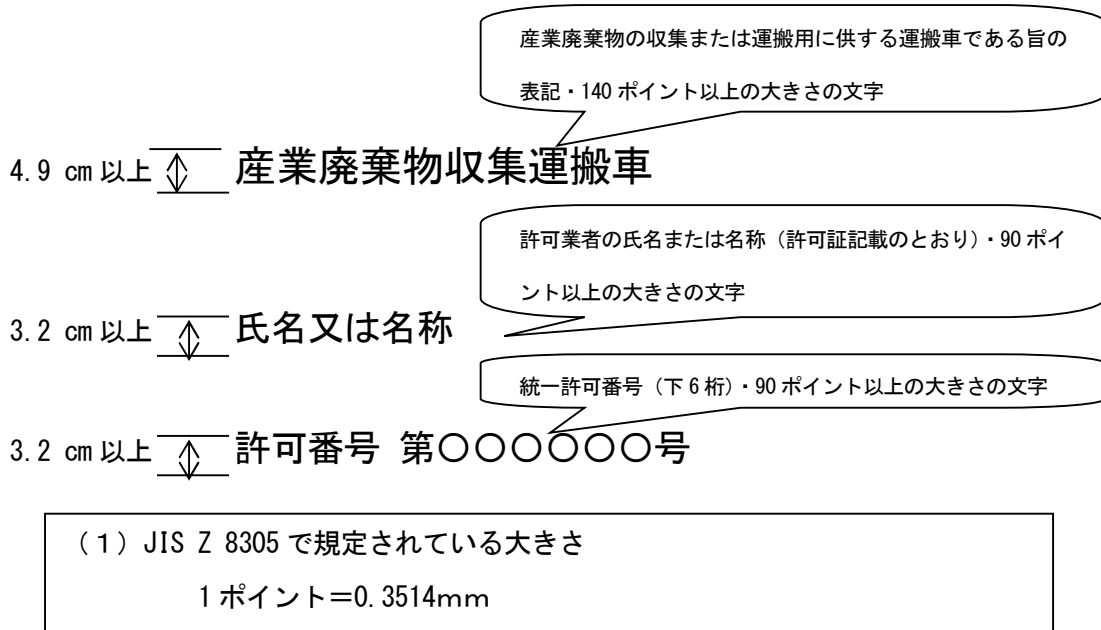
- 1 本修繕は、当浄水場の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとする。
- 2 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。

- 3 原則として、土、日曜日、祝祭日は休工とする。
- 4 現場施工期間中においては、周辺環境配慮し、修繕場所に修繕名、工期、発注者、受注者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- 5 撤去部品、材料、残材については、受注者において法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。(フロンガス処分も含まれるため、第一種フロン類充填回収業者に依頼する事)
- 6 水道法施行規則第16条による健康診断の結果(検便、赤痢・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・O157)を提出すること。

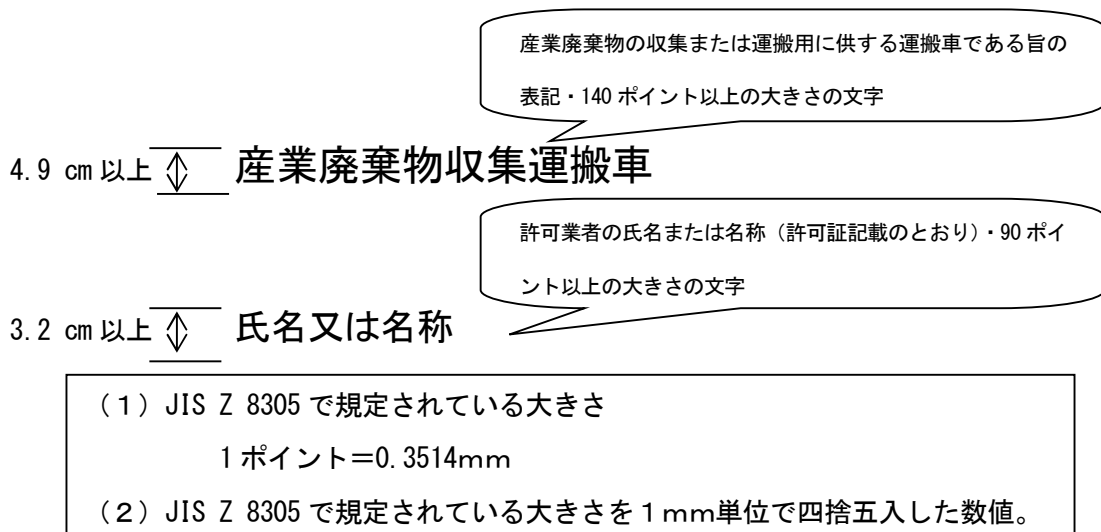
第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面据付について

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面据付を行うものとする。

● 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



● 排出業者が自ら収集運搬する場合の表示例



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には、風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。
なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。